

# 令和4年度 男女共同参画審議会

○日 時：令和4年11月7日（月）

午前10時～

○場 所：精華町役場 201会議室



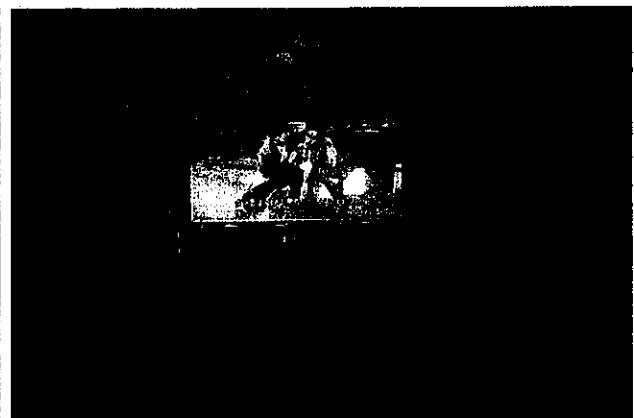
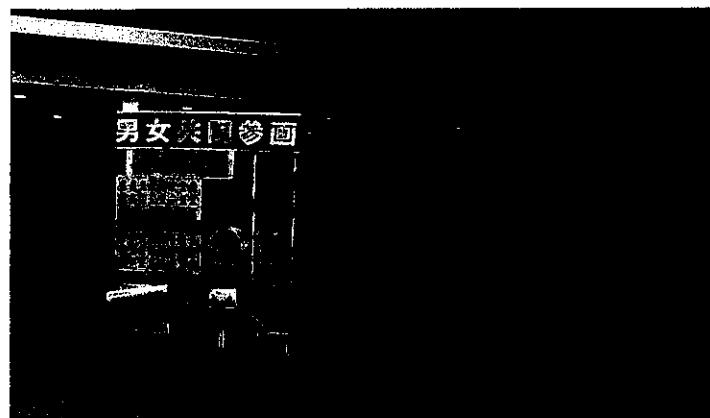
## 令和3年度男女共同参画推進事業実施報告

月	事業実施内容	備考
4月	男女共同推進会議委員(新規6名)任命	
	新規採用職員研修（人権・男女共同参画）	参加者16名
	若年層の性暴力被害予防月間（1～30日：パネル展示）	
	男女共同参画ミニ通信Vol.101「決めつけてない？男女の役割」	
5月	ふれあいまつり『男女共同参画コーナー』中止	
	男女共同参画ミニ通信Vol.102「多様な性ってなんだろう？」	
6月	男女共同参画審議会委員(交代2名)任命	
	男女共同参画推進研究会委員任命	12名
	23～29日 男女共同参画週間啓発（21～30日：パネル展示）	
	24日～ 生理用品無償配布開始	
	男女共同参画ミニ通信Vol.103「男女共同参画週間」	
7月	男女共同参画ミニ通信Vol.104「男女平等度合い日本は120位」	
8月	26日 男女共同参画講座（山田亮「きっと毎日楽しくなる！居心地のいい家族のカタチ」）	参加者13名
	26日 第1回男女共同参画推進研究会研修（山田亮「きっと毎日が楽しくなる！居心地のいい家族のカタチ」）	参加者6名
	男女共同参画ミニ通信Vol.105「まちの男女共同参画進捗状況」	資料1、資料2
9月	男女共同参画ミニ通信Vol.106「コロナ禍をきっかけに」	
10月	19日 第1回精華町男女共同参画推進会議・研究会研修（木村知佐子（WLBC関西）「男女共同参画の視点からの働き方改革」）	参加者56名
	男女共同参画ミニ通信Vol.107「性暴力をなくそう！」	
11月	11日 第1回男女共同参画審議会及び審議会委員任命	参加者7名
	12～25日 DV防止啓発週間（1～30日：パネル展示）	
	町内医療機関等にDV防止啓発冊子の配布	
	24日 第2回精華町男女共同参画推進研究会（体験発表 男性職員「私の育休体験記」）	参加者6名
	男女共同参画ミニ通信Vol.108「デートDVでは？」	
12月	男女共同参画ミニ通信Vol.109「ジェンダーとメディアリテラシー」	
1月	成人式にて若者向け啓発冊子を配架	
	男女共同参画ミニ通信Vol.110「精華町こころの相談室」	
2月	25日 「精華町こころの相談室」意見交換会	
	男女共同参画ミニ通信Vol.111「男性の育児休業」	
3月	男女共同参画ミニ通信Vol.112「男性の育児休業が変わる！」	

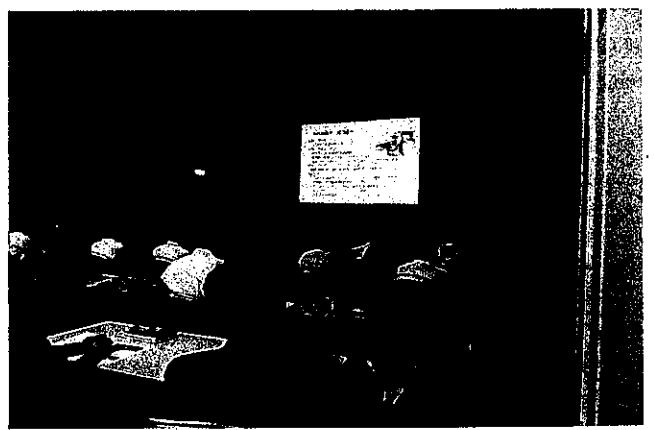
若年層の性暴力被害予防月間(4月)パネル展示



男女共同参画週間(6月22日～30日)パネル展示



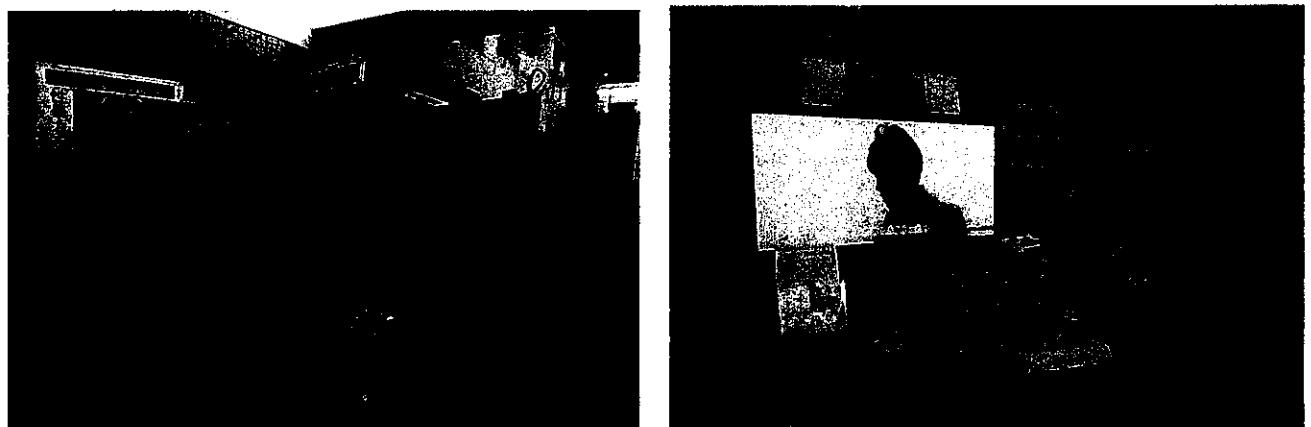
第1回男女共同参画推進会議・研究会研修(10月19日開催)



## 男女共同参画講座(8月26日)



## DV防止啓発週間(11月12日～25日)パネル展示



# 決めつけでない？男女の役割



男女共同参画社会とは、男だから、女だからではなく、性別にかかわらず誰もが個性と能力を發揮できる社会です。その実現には、根強く残る固定的な性別役割分担意識を解消する」ことが大きな課題です。

## ◆固定的な性別役割分担意識とは

「男は仕事、女は家庭」といった性別を理由とした役割分担や、「男だからこうあるべき、女だからこうあるべき」といった固定化した考え方のことをいいます。令和元年度の内閣府の調査【注】では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という質問に対し、「反対59・8%、賛成35・0%」という結果があり、今もまだ固定的な性別役割分担意識が残っていることが見て取れます。

## ◆決めつけていませんか？

あなたは、「女性の役割」「男性の役割」と決めつけていることがありますか？自分にどんな意識が根付いているのか身近な例で考え、チェックをいれてみましょう。

### ▼職場で

□責任者や管理職は男性の方がよい  
□子どもが病気になつたときは母親が仕事を休むべき

□お茶を出すのは女性の方がよい

▼家庭で

【注】男女共同参画社会に関する世論調査より  
国連人権啓発課男女共同参画係  
95-1-19-1-9

- 家事や育児は女性の仕事
- 一家の家計を支えるのは夫の役目
- 男性がスーパーで買い物する姿は気の毒
- 妻が毎日料理をするのは当然

### ▼地域で

- 自治会の行事には夫の名前で妻が参加している
- 地域の付き合いは主に女性がする
- 学校行事に出席するのは女性の役目

## ◆変えていこう、あなた自身から

日常生活の中で当たり前になつていて、男女の役割を一度見つめ直してみませんか。いつのまにか染み付いている固定的な性別役割分担意識に気付き、行動や意識を改めていくことで社会は変わつていきます。

女性も男性もお互いにパートナーとして対等だという意識を持ち、共に責任を果たしていくことが求められています。

社会のあらゆる分野で、自らの意思に基づき、個性と能力を十分に發揮できる社会を共につくつていきましょう。

# 多様な性つてなんだろう？



「誰もが男か女かどちらかの性に屬しない」、「好きになるのは異性だ」と思い込んでいませんか。実は、性はあるで色々のグレーデーションのように多様です。まずは性の多様性について考えてみましょう。

## ◆性の多様性

性は、次のような要素の組み合わせでできていると考えられています。

▼生物学的性（身体の性）：生まれ持った身体の性

▼性的指向（好きになる性）：恋愛対象となる性

▼性自認（心の性）：自分が認識している自分の性

いずれも、「男性」「女性」だけではなく、「どちらでもない」「どちらもある」なども存在し、明確な境界線で分けることができます。

## ◆誰もが生きやすい社会へ

性的少数者は、周囲の無理解や偏見などによってさまざまな困難や悩みを抱え、それを誰にも打ち明けられず苦しんでいたりします。「性的少数者は自分の身近にはいない」と思っている人もいるかもしれません、いないのではなく、気付いていないだけかもしれません。

無意識のうちに相手を傷つけることのないよう、多様な性について理解を深め、性別を決めつけるような言葉を安易に使っていいなかなど、一度確認してみましょう。

### ◆性的少数者とは

「生物学的性と性自認が一致し、好きになる性が異性である」に当てはまらない人たちのことを「性的少数者（セクシュアルマイノリティ）」といいます。

性的少数者を表す言葉のひとつに「LGBT」があります。LGBTとは、レズビ

国連人権啓発課男女共同参画係  
95-1-19-1-9

## 男女共同参画週間



毎年6月23日から29日は「男女共同参画週間」です。男女共同参画週間は、男女が互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができる社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念に関する理解を深めるために設けられました。

◆『女だから、男だから、ではなく、私だから、の時代へ。』

右の言葉は、令和3年度の「男女共同参画週間」のキャッチフレーズです。

内閣府がこれから時代を創つていくユース世代（15～20歳）を対象に、「自分を好きになつて、自分を信じて、創り上げた自由な発想が受け入れられる社会」、「みんなで築いていく男女共同参画社会」への願いのこもつたキャッチフレーズを募集し、決定しました。

◆大切な「ジェンダーの平等」

ジェンダーとは、社会的・文化的につの間に作り上げられた「女らしさ」「男らしさ」の概念のことといい、社会や文化によって異なり、時代によっても変化しています。

これまで、私たちは日常生活の中で、男女に期待される「女らしさ」や「男らしさ」の役割に、もし違和感があつて

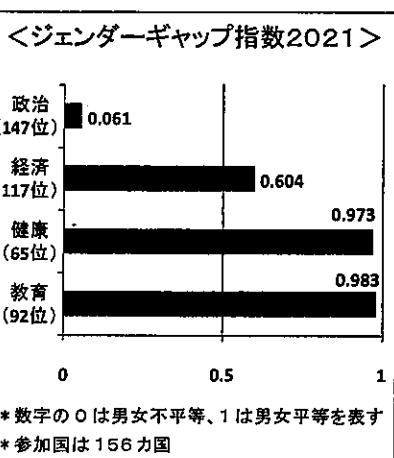
も、それを受け入れざるを得ない部分がありました。また、そこにジェンダーによる男女格差が潜んでいても、それに気付くことができず、差別につながるものだと認識しにくい状況がありました。

2015年9月に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の17の目標の中には、「目標5・ジェンダー平等を実現しよう」が設定されています。性别による差別や不平等をなくし、「ジェンダーの平等」を達成しようという動きは世界中に広がっています。日本はスコアは0.656、順位は156カ国中120位で、G7（主要7カ国）の中では、今回最も下位でした。



◆意識の変化が未来を変える

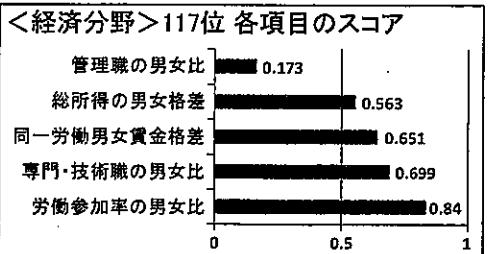
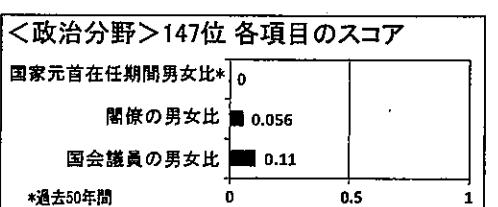
今年のキャッチフレーズのように、「女だから、男だから」と性別で選択肢や可能性が狭められることなく、誰もが自由な発想で、あらゆる可能性に向かって進んでいく時代、「私だから、の時代」を、共につくつていきましょう。わたしたち一人ひとりの意識を少し変えるだけで、未来は確実に変えていくことができるのです。



## 男女平等度合い、日本は120位



今年3月、世界経済フォーラムが世界各国の男女平等度合いを示す「ジェンダーギャップ指数2021」を発表しました。これは政治・経済・健康・教育の4分野の男女平等度合いを数値化したもので、0が男女不平等、1が男女平等を表しています。日本のスコアは0.656、順位は156カ国中120位で、G7（主要7カ国）の中では、今回最も下位でした。



◆男女平等にほど遠い「政治」「経済」  
下のグラフは「政治」「経済」の各項目とスコアです。

男性よりも高い割合で女性が失業し、在宅勤務や外出自粛で女性の家事・育児負担が増加しています。  
男女平等を進めるには、まずは私たち一人ひとりがジェンダーの決めつけをなくし、意識改革することが必要です。

## まちの男女共同参画進捗状況

町では、全ての人が個人として尊重され、個性と能力を十分に發揮することのできる男女共同参画社会の実現を目指し、「精華町第2次男女共同参画計画」を平成27年度から令和6年度の10年間の計画期間で策定しています。昨年度、中間見直しを行い、計画の後半5年間の指標と、令和6年度の目標値を設定しました。今回は1年目に当たる令和2年度の進捗状況などをお知らせします。

指針【5年間の累計の目標値に対する進捗状況】	目標値	実績値
男女共同参画に関する研修会などへの参加人数	1000人	68人
DV 防止啓発資料の作成・配布数	10000部	909部
父子手帳・父親向けの啓発冊子の配布数	2500部	524部
指標(単年度目標に対する令和元年度状況)	目標値	実績値
人権研修会の実施	3回	1回
メディア・リテラシー向上のための広報誌への記事の掲載	1回	1回
町役場の男性職員の育児休業取得率	10%	22.2%
子育て世代における女性の労働力率	30～34歳 35～39歳	80% 68% 68% 67%
審議会などの女性委員登用割合	30%	34.9%
特定健診・乳がん・子宮がん受診率	特定健診 乳がん 子宮がん	65% 50% 50% 32.7% 33.65% 32.5%
女性委員のいる審議会の割合	100%	90%
町役場の女性管理職比率(課長級以上)	20%	17%

### ◆目標値を目指して

今後も、性別にかかわりなく誰もが「多様な生き方が選択できる男女共同参画のまち」を目指し、目標値に近づけるよう、住民の皆さんや町役場職員に対する各種施策や啓発を継続して実施していきます。  
町人権啓発課男女共同参画係95-1919

## 「コロナ禍をきっかけに

「仕事」と、家庭や地域活動、趣味や自己啓発といった「仕事以外の生活」の調和を図り、その両方を充実させる働き方、生き方のことを「ワーカライフバランス」といいます。新型コロナウイルス感染症の影響により、私たちの働き方や日々の生活が大きく変わった今、これまでの働き方や、家庭での生活を一度考えてみませんか。

◆働き方の変化について

私たちの働き方は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの事業所がテレワークを導入し、在宅勤務などが普及しました。家族と過ごす時間が増えたり、通勤時間がなくなるなど、時間の使い方に変化があつた人も多いのではないかでしょうか。

内閣府の「令和3年度版男女共同参画白書」によると、「テレワークを経験して感じたこと」という調査では、通勤時間が少なくなることでストレスが減り、時間を有意義に使えるとの回答が多くありました。

一方で、男性は、「時間のメリハリがつかず勤務時間外も働いてしまう」「自分の仕事のスペースが確保できない」など働き方についての課題を感じた人が多く、女性は「家事が増える」「自分の時間が減ることがストレス」など家庭生活についての課題を感じる人が多いという回答結果でした。

また、「家族と一緒に時間が増えてよい」と回答する人もいれば、「家族と一緒に時間が長いことがストレス」と回答する人もいました。

◆生活では

家庭では、外出自粛や学校の休校などで家族と一緒に過ごす時間が増えたことにより、家事や育児、介護の負担が、女性にかかりすぎていたことに気付いた男性もいるのではないでしょうか。

この機会に、今後の役割分担について、パートナーや家族と話し合ってみてはどうでしょうか。

◆DVの増加

一方で、外出自粛による在宅時間の増加や、休業などによる生活への不安やストレスから、配偶者などからの暴力（DV）の増加や深刻化が懸念されています。令和2年度、全国の配偶者暴力相談支援センターとDV相談+（プラス）寄せられた相談件数は、前年度から比べると約1・6倍に増加しました。DVは重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。一人で悩まず、相談機関に相談してください。

# 性暴力をなくそう!

男女共同参画  
専門通信vol.107



性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる、決して許されない行為です。  
被害者を責めるのはまちがいです。悪いのは加害者です。  
性暴力をなくすために、性暴力被害について一緒に考えてみましょう。

## 性暴力とは「同意のない、望まない性的行為」のこと

たとえば、

- ・同意なく体をさわる・キスする・セックスする、避妊に協力しない
- ・チカン、盗撮、性的ないやがらせ
- ・お酒や薬で意識を失わせて性的な行為をする
- ・裸の写真や動画を撮ってSNSで拡散するなど

⇒恋人や配偶者でも、同意のない性的行為は性暴力です！

## どれくらい被害があるの？

内閣府の調査【注】によると、  
女性の7%（14人に1人）  
男性の1%（100人に1人）が、  
「無理やり性交などをされた被害経験がある」と答えています。  
⇒男性も被害にあります！

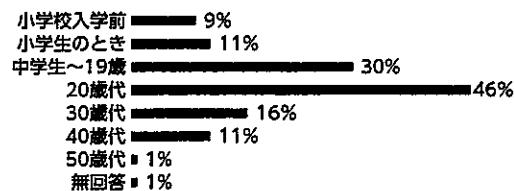
## 被害にあったときの年齢は？

小学校入学前～19歳 50%

20歳代 46%

⇒子どものときの被害がとても多いのです！

### 被害にあった時期

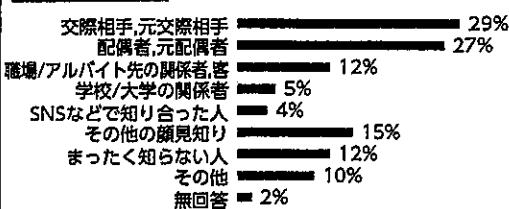


## 加害者はだれ？

まったく知らない人からの被害は12%

⇒加害者の大多数は“顔見知り”です！

### 加害者との関係



## インターネットには危険がいっぱい！

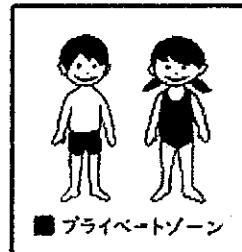
- ・拡散された画像は完全には消せません！  
裸の写真はどらない・どうせない・送信しない
- ・SNSで知り合った人を簡単に信じるのは危険！  
つれづれ、レイプされる被害がおきています。



## 子どもを被害者にしないために

### \*子どもに教えよう！プライベートゾーン

- ・口と水着でかくれる部分は、  
自分だけの大切な  
“プライベートゾーン”だよ。



■ プライベートゾーン

- ・水着でかくれる部分は、人に見せない。さわらせない。

- ・人の水着でかくれる部分は、見ない。さわらない。



- ・もししさわられたりしたら

- ・「イヤ！」と言ってあげる。

- ・信頼できる大人に伝える。

【注】内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査（令和2年）」グラフは小数点以下第1位を四捨五入して作成。複数回答可のものは合計が100%にならない場合があります。

もし被害にあったら…まず安全を確保し、助けを求めましょう！ 相談先はこちら☞

性暴力被害者ワンストップ相談支援センター  
京都SARA（サラ） 075-222-7711

毎日午前10時～午後10時

女性の支援員があなたの話を聴き、あなたの体と心を守るために、医療機関、弁護士、カウンセラーなどと連携し、あなたを支援します。性別は問いません。

性犯罪被害相談電話 #8103（ハートさん）  
最寄りの警察本部の相談窓口につながります。

問人権啓発課男女共同参画係 国95-1919

チャットでの相談 Cure time（キュアタイム）

月・水・土曜日 午後5時～9時

パソコンやスマホで「Cure time」を検索し、相談画面からご相談ください。

＊医療機関（婦人科）でできること

- ・傷の手当
- ・性感染症に感染していないかの確認
- ・妊娠への対処（被害から72時間以内なら、緊急避妊ピルの服用で高い確率で妊娠を防ぐことができます）
- ・加害者特定の証拠となる体毛や精液の収集など

「交際がつらい、こわい」…それ、恋愛じゃなくて

# デートDVでは？

交際経験がある女性の約17%、男性の約8%がデートDV被害経験あり！

友だちや子どもがデートDVに関係しているかも!? デートDVのこと、知ってください。

男女共同参画ミニ通信  
vol.108

あなたも、  
被害者や加害者にな  
っていませんか？

デートDVとは交際相手に対する暴力、暴力によって相手を思い通りに支配すること

## 身体的な暴力

- ・なぐる、ける、つきとばす
- ・物を投げつける
- ・刃物などを突きつける
- ・首をしめるなど



## 経済的な暴力

- ・お金を払わせる
- ・お金を返さない
- ・仕事をやめさせるなど



## 精神的な暴力

- ・どなる、ばかにする、おどす
- ・交友関係や行動を制限する
- ・「別れたら死ぬ」などと言う
- ・無視するなど



## 性的な暴力

- ・セックスを強要する
- ・同意なく体をさわる、キスする
- ・避妊に協力しない
- ・中絶を強要するなど



## DVの例

## スマホが「監視ツール」になってない？

- 「付き合ってるから、恋人だから、  
→通話履歴やメールはチェックする
- 電話やメールにすぐ返事するべき
- GPSで居場所を把握する
- 恥ずかしい写真や動画を撮る…」



これ、おかしくない??  
恋人は、自分のものじゃないよ!  
不安な気持ちもわかるけど、  
一緒にいない時間もとても大切!

束縛は愛じゃない！ 相手の自由を奪うこと！

## 「性的自己決定権」って知ってる？

いつ、どこで、誰と、どんな性的な関係を持つかは、  
自分が決めること。  
→これが「性的自己決定権」  
でも、いつもお互いの気持ちが一致するわけじゃない。  
→そこで、大切になってくるのが「性的同意」



## 「性的同意」は今や新常識！

「性的同意」とは、性的な行為の前に、  
お互いの同意の意思を確認すること。  
「拒否しない=同意した」じゃないよ！  
明確な同意のない性行為はレイプにもなる。

## 「女らしさ」「男らしさ」の思い込み(ジェンダーバイアス)はない？

「女は優しく従順」「男は強くて積極的」  
などと思い込んでない?  
それを相手に期待して怒ったり、  
それで自分を縛って苦しくなってない?

2人の関係が上下関係になってない?

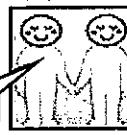
女らしさ、男らしさより、  
「自分らしさ」が大事！

2人の関係は、  
「対等な関係」が基本！

### 上下関係



### 対等な関係



⚡ 暴力は人を壊します ⚡ 早めに信頼できる人や相談機関に相談しよう！

京都府 家庭支援総合センター(DV相談専用)  
075-531-9910 毎日午前9時～午後8時

京都ストーカー相談支援センター(京都府警察本部)  
075-415-1124 每日24時間

京都府 南部家庭支援センター(DV相談専用)  
0774-43-9911 平日午前9時～午後5時

木津警察署 生活安全課  
0774-72-0110

精華町 人権啓発課  
0774-95-1919 平日午前8時30分～午後5時15分

あなたが信頼している人

人権啓発課男女共同参画係 95-1919

## ジェンダーとメディアリテラシー



メディアリテラシーとは、「テレビやイン

ターネット、新聞など、メディアから発信される情報の真偽を主体的に読み解き、必要な情報を活用し、発信する能力

のことをいいます。私たちの周りにはメディアからの情報があふれており、気付かないうちにその影響を受け、意識や行動を誘導されてしまう恐れがあります。情報に振り回されることなくメディアと付き合っていくために、メディアリテラシーを高めることが大切です。

### ◆メディアとジェンダー

私たちがなんとなく持っている「女ら

しさ・男らしさといった概念、イメージ」をジェンダーといいます。ジェンダーは社会的・文化的につくられた性差であり、時代によって変化していきます。

### ◆メディアリテラシー

私たちがなんとなく持つている「女ら

しさ・男らしさといった概念、イメージ」をジェンダーといいます。ジェン

ダーは社会的・文化的につくられた性差であり、時代によって変化していきます。



### ◆気付いていますか

メディアのジェンダーバイアスや、その変化に皆さん気付けていますか。

ひと昔前は、ランドセルの色は女の子が赤、男の子は黒と相場が決まっていますが、今ではいろんな色が選べる時代になっていました。また、女性が社長になることも、男性が主夫になることも今ではそう珍しいことではありません。

ドラマやCMでも、家事や育児に主体的に取り組む男性や、大臣や組織の指導的な役職についている女性などが描かれるようになってきました。

### ◆メディアリテラシーを身に付けよう

このように、メディアの情報の中にはジェンダーバイアスが潜んでいたり、私たち受け手を誘導する意図的なメッセージが含まれているものがあります。

今の時代、メディアの情報をうのみにせず、批判的に読み解く力、メディアリテラシーを身に付けることが欠かせません。

「女とは、男とはこうあるべき」という決めつけや偏見」をジェンダーバイアスといいます。メディアにはジェンダーバ

イスがかかる表現が多く見られ、それをそのまま無批判に受け取ってしまう

と、それに合わせられず自分が生きづらくなってしまうことがあります。

## 精華町こころの相談室



皆さんは新しい年をどのようにお迎えですか？長い人生、思うようにならないことはたくさんあり、誰でも時として、このバランスが取れなくなることがあります。

ひとりで頑張りすぎたり、これくらい我慢しなければと無理をしたりしていませんか？悩みがあるとき、誰かに相談することで自分の気持ちが整理されたり、解決の糸口が見つかることがあります。悩みをひとりで抱え込まず、皆さんの話しやすい人や相談機関に相談してみませんか？

### ◆精華町こころの相談室

町では、皆さんの気持ちを受け止め、個人として尊重される場として、平成19年12月から「精華町こころの相談室」を開設しています。

相談は、社会福祉法人盛和福祉会京都

大和の家に委託しており、臨床心理士や家庭支援専門相談員の資格を持った男女の相談員が対応します。相談は無料で、秘密は厳守しますので、安心して相談してください。

◆相談の申込方法など

▼相談日  
月4回

後4時

気になること、不安に思うことなど、どんなことでも気軽に相談してください。

午前10時～正午、午後1時～3時

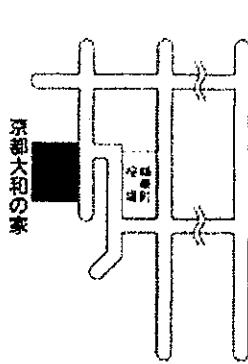
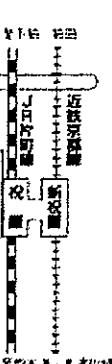
1月は、7日(金)・13日(木)・17日(月)  
25日(火)です。

### ◆相談時間

午前10時～正午、午後1時～3時

### ◆相談場所

京都大和の家（左記地図参照）



### ◆相談員

臨床心理士、家庭支援専門相談員

### ◆予約方法

左記の予約専用電話で事前予約。

・予約専用電話 国98-13909

・予約受付時間 平日午前10時～午

## 男性の育児休業

### ◆育児休業中の収入は?

近年、男性が子育てに主体的に取り組むことが重要だという意識が、特に若い世代に浸透してきました。男性が子育てをしやすい環境も整備されつつあり、育児休業を検討している男性も少なくないでしょう。では、男性の育児休業の現状はどうなっているのでしょうか。

### ◆男性の育児休業の現状

「育児休業」と聞くと女性のための制度のように思われるかもしれませんが、男性も子どもが満1歳になるまでの間、取得できます（特別な事情がある場合は延長あります）。また、配偶者が無職や育児休業中でも取得できます。

厚生労働省の「雇用均等基本調査」によると、令和2年度に育児休業を取得した男性は12・65%で過去最高でしたが、依然として低い状況です。

育児休業の取得日数を見ると、5日未満が約36%、5日以上2週間未満が約35%で、全体の7割以上が2週間以内という短期間にとどまっています。【注】

### ◆「育児・介護休業法」が変わります

国は、男性が育児休業を取得しやすくするため「育児・介護休業法」を改正しました。次号では、4月から変わる法律の改正ポイントを説明します。

【注】厚生労働省「平成30年度雇用均等基本調査」

※育児休業給付金について詳しくは下の二次元コードから



育児休業中の社会保険料が免除され、給料支給がない場合は雇用保険料や所得税も発生しないため、手取り額としては育児休業前の給料の約80%が確保されます。

## 男性の育児休業が変わる！

昨年の法改正により、令和4年4月から順次施行される「育児・介護休業法」では、男女とも仕事と育児を両立できるよう産後パパ育休などが新設されます。今回は、主な改正ポイントをご紹介します。

### 令和4年4月1日から実施

事業所に、従業員が育休を取得しやすい環境の整備や、妊娠や出産を申し出した従業員（本人または配偶者）に対し、個別に育児休業制度の周知や取得の意向確認を行うことを義務付ける。

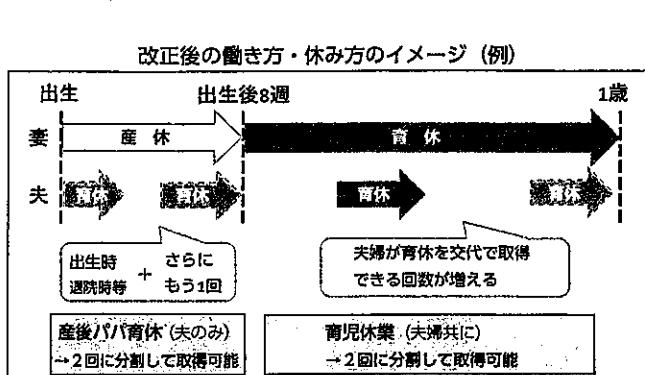
#### 【新設】

（男女共）契約社員、パートなどの有期雇用者は、1年以上の雇用が育休取得の条件であつたが、雇用期間にかかわらず取得可能となる。【改正】

### 令和4年10月1日から実施（下図参照）

（男性のみ）産後パパ育休を、子の出生後8週間に以内に4週間まで取得でき、2回に分割して取得することもできる。【新設】

- （男女共）産後パパ育休とは別に、育休を子が1歳になるまで取得でき、2回に分割して取得することも可能となる。【改正】



※保育所に入所できないなどの特別な事情がある場合は、1歳以降も育児休業の延長が可能。

に、育児休業取得率の公表を義務付け  
る。【新設】

◆育児休業取得が進まないのはなぜ?  
男性の育児休業取得を妨げる要因としては、「男は仕事、女は家事や育児」といった古い性別役割分担意識や、育児休業を取りづらい職場の状況、収入低下への不安などがあると考えられます。

■人権啓発課男女共同参画係

四九一-一九一九



令和5年4月1日から実施  
・従業員数が1000人以上の事業所

■人権啓発課男女共同参画係

四九一-一九一九

◆分割可能で育休取りやすくなる  
今回の法改正で、男性は計4回までの育休取得が可能になり、夫婦で交互に育休を取得することも可能になります。  
※詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。



厚生労働省  
ホームページ

# 令和4年度男女共同参画推進事業実施計画(案)

## 1) 男女共同参画庁内推進体制

- (1) 男女共同参画推進会議 10月18日
- (2) 男女共同参画推進研究会(ワーキンググループ) 10月18日
- (3) 男女共同参画審議会 年1回予定

## 2) 男女共同参画に関する調査

- ・精華町男女共同参画計画進捗状況調査(全庁)

## 3) 男女共同参画啓発事業

### (1) 広報

- ・男女共同参画ミニ通信 年間12回 広報「華創」・町ホームページ
- ・マザーズジョブカフェ、京都府男女共同参画センター事業等の周知

### (2) パネル展示

- ・若年層の性暴力被害予防月間(4月)
- ・ふれあいまつり(5月末)【中止】
- ・男女共同参画週間(6/23~6/29)
- ・性犯罪・性暴力対策の集中強化期間(7月22日~8月31日)
- ・女性に対する暴力をなくす運動期間(11月)

### (3) 職員研修

- ・新規採用職員研修 4月2日
- ・男女共同参画推進委員(管理職)研修 10月18日  
講師: 合同会社WLBC関西 矢倉由美子氏(「業務改善」でめざす働きやすい職場づくり)

### (4) 住民向け講座

- ・男女共同参画講座 令和4年8月25日  
講師: 土肥いつき氏(「ありのままのわたしを生きる」ために)

### (5) 啓発資材配布

- ・パネル展示の際に、カードや冊子等啓発資材を配架
- ・DV防止啓発冊子の配布  
(町内保育所、子育て支援センター、大和の家、町内医療機関)
- ・街頭啓発 11月12日~25日の間で1回【中止】
- ・町立図書館でDV関連書籍等の紹介パンフレット及び啓発資材配架11月中

## 4) DV被害者支援

- (1) 京都府及び山城管内ネットワーク等会議参加
- (2) 相談員配置及び研修参加
- (3) 庁内連携会議開催(必要に応じて)

## 5) 相談事業

- ・精華町こころの相談室事業実施(京都大和の家へ委託)

## 6) 教育との連携

- ・成人式で啓発冊子配架

## 7) その他

- (1) みんなの語らいの場「ここいこ広場」実施(精華町つながりサポート事業)  
(NPO法人プラット cocorakuへ委託)
- (2) 生理用品の無償配布(令和3年6月24日から開始)

## 令和4年度精華町つながりサポート事業について

### 【事業の目的】

国の地域女性活躍推進交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症の拡大による孤独や孤立で不安を抱える女性の方など、様々な困難や課題を抱える方等が、安心・安全に過ごせる居場所の提供や、相談支援を行うことにより、社会との絆・つながりを回復することができるよう実施する。実施についてはNPO等の知見や能力を活用し事業委託により実施。

### 【実施時期】

令和4年8月～令和5年3月

### 【事業内容】

#### ◆「みんなの語らいの場『ここいこ広場』」

- ・実施事業者 NPO法人プラツツ ここらく
- ・実施場所 COCONI（精華町役場2階喫茶スペース）
- ・内容 毎月第2、第4木曜日 午後2時～4時  
月1回イベントを実施  
(8月：親子の生理教室、9月：防災と生理、  
10月：ブックトーク、11月：更年期と生理)
- ・協力：NPO法人お客様がいらっしゃいました。（学生グループ）

#### ◆精華町こころの相談室（既存事業を拡充）

- ・実施事業者 盛和福祉会 京都大和の家
- ・内容 每月4回から毎月5回へ

### 【周知方法】

町広報誌「華創」に9月号から毎月記事を掲載

町ホームページに掲載